

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.21.1）	5条-別添1-添付31-6	以下のとおり記載の適正化を行いました。 （旧）従って、これらの機能維持に必要な補機類の冷却のために原子炉補機冷却海水ポンプの運転維持が要求される。表1にプラント停止状態で必要となる原子炉補機冷却海水ポンプの台数及び流量を示す。 （新）これらの補機類の冷却のために、原子炉補機冷却海水ポンプの運転維持が求められる。表1にプラント停止状態において必要となる原子炉補機冷却海水ポンプの台数及び流量を示す。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.21.1）	5条-別添1-添付32-11	以下のとおり記載の適正化を行いました。 （旧）従って、これらの機能維持に必要な補機類の冷却のために原子炉補機冷却海水ポンプの運転維持が要求される。表1にプラント停止状態で必要となる原子炉補機冷却海水ポンプの台数及び流量を示す。 （新）これらの補機類の冷却のために、原子炉補機冷却海水ポンプの運転維持が求められる。表1にプラント停止状態において必要となる原子炉補機冷却海水ポンプの台数及び流量を示す。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.21.1）	5条-別添1-添付32-19	以下のとおり記載の適正化を行いました。 （旧）b. 項に記載の通り （新）b. 項に記載のとおり	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.21.1）	5条-別添1-添付32-20	以下のとおり記載の適正化を行いました。 （旧）取水路逆流防止設備 （新）放水路逆流防止設備	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.21.1）	5条-別添1-添付32-21	以下のとおり記載の適正化を行いました。 （旧）放水ピット水位T.P.3.19 （新）放水ピット水位T.P.3.19m	